(3)　外資議決権比率に関する事項

ア　申請対象会社が上場会社等以外である場合

区分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(1－(G))(%)(I)	日本の国籍の確認方法	備考
								氏名又は名称(F)	日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)				
日本の国籍を有する者(J)													
日本法人	議決権の総数の10分の１以上を占める者(K)												
	議決権の総数の10分の１未満を占める者(L)												
合計													

（注１）　上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして第199条で定める株式を発行している会社をいう（イにおいて同じ。）。

（注２）　外国法人等とは、法第159条第２項第５号イ(1)から(3)までに掲げる者をいう（イにおいて同じ。）。

（注３）　(A)の欄は、(2)の（注５）に準じて記載すること。

（注５）　当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

ア　一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

イ　当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

（注６）　備考の欄は、(1)の（注７）ア及びイに準じて記載すること。また、第185条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

［新設］